

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十九号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（健康福祉局各課の分掌事務等） 第十一条（略）</p> <p>2 健康福祉局に、第五条に規定する課のほか、新型コロナウイルス感染症対策担当課長、ワクチン政策担当課長及び医療機能強化担当課長を置く。</p> <p>3（略） 一・二（略） 三 予防接種に関すること。（ワクチン政策担当課長の所掌に属するものを除く。） 四―七（略）</p> <p>4 ワクチン政策担当課長は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の推進及び体制の整備に関する事務を分掌する。 5 （略）</p>	<p>（健康福祉局各課の分掌事務等） 第十一条（略）</p> <p>2 健康福祉局に、第五条に規定する課のほか、新型コロナウイルス感染症対策担当課長及び医療機能強化担当課長を置く。</p> <p>3（略） 一・二（略） 三 予防接種に関すること。 四―七（略）</p> <p>4 （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。